（削る）

3　次の各号に掲げる方法により行われた育児休業申出及び通知は、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に事業主に到達したものとみなす。

一　（略）

二　前項第三号の方法　事業主の使用に係る通信端末機器

4　（略）

5　前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）により行わなければならない。

一・二　（略）

三　電子メール等を送信する方法（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6　次の各号に掲げる方法により行われた通知は、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

7・8　（略）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事実）

第二十九条の十二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事実は、次のとおりとする。

一　船員が、民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、一歳に満たない者を現に監護していること、又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る一歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

二　船員が、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として一歳に満たない児童を委託されていること、又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

三　第一条第一項の船員が、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養育里親として一歳に満たない児童を委託されていること、又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項等）

第二十九条の十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　育児休業に関する制度

二　育児休業申出の申出先

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付に関する事項

四　船員が育児休業期間中に負担すべき社会保険料の取扱いに関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に情報を送信する方法（船員及び事業主が当該情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　次の各号に掲げる方法により行われた育児休業申出及び通知は、それぞれ当該各号に定める機器により受信した時に事業主に到達したものとみなす。

一　（略）

二　前項第三号及び第四号の方法　事業主の使用に係る通信端末機器

4　（略）

5　前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）により行わなければならない。

一・二　（略）

三　電子メールを送信する方法（当該船員が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6　次の各号に掲げる方法により行われた通知は、それぞれ当該各号に定める機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

7・8　（略）

（新設）

（新設）